公益社団法人 日本オストミー協会

山口県支部会則（準則）

令和４年5月29日改正

第１章　総則

（名称）

第１条　本会は、公益社団法人日本オストミー協会（以下「この法人」という。）の地域組織であり、公益社団法人日本オストミー協会山口県支部（以下「本支部」という。）と称する。

（運営）

第２条　本支部の運営は、この規程に定めるほか、この法人の定款、定款細則及び規程類による。

（事務局）

第３条　本支部は、事務局を山口市小郡下郷 2650-1　高下憲治宅に置く。

第２章　目的 及び 事業

（目的）

第４条　本支部は、この法人の下部組織として、地域のオストメイト及び家族（以下「オストメイト等」という。）のセルフケアー及び社会復帰等による生活の質（QOL）の向上のため、オストメイト等が互いの体験を共有化し、親睦を深め、相互の協力により、人工肛門・人工膀胱に関する正しい知識の普及及び啓発を図ることを目的とする。

（事業）

第５条　本支部は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1) オストミーに関する講演会、講習会及び見学視察等
(2) オストメイト等に対するセルフケアー及び相談
(3) 社会適応訓練事業の実施
(4) 会報、オストミーに関する図書、印刷物等の刊行
(5) オストメイト等の福祉増進に関する事項
(6) 会員の親睦と福祉の向上
(7) 関連諸団体の行う事業への連携・協力
(8) その他、本支部の目的達成に必要な事業

第３章　会員

（会員）

第６条　本支部の会員は、この法人の定款及び定款細則に規定される会員のうち、次のとおりとする。

1. 正会員　この法人に賛同して入会した個人
2. 賛助会員
   (1) 支部賛助会員　本支部の事業に賛同するために入会した個人又は団体

(2) 特別支部賛助　本支部の事業に賛同するために入会したオストミー専門の医師又は皮膚・排泄ケア認定看護師等

3. 特別会員

(1) 1種特別会員　本支部の目的に賛同し、その事業に協力又は支援するために入会した医療、看護、介護等に従事する看護師又は介護士

(2) 2種特別会員　本支部の目的に賛同し、その事業に協力又は支援するために入会した医療、看護、介護等の関連団体及びオストメイト等の患者会

(3) 3 種特別会員　正会員であったものが、重度の被介護者（介護度4以上）になり、通常の活動ができなくなった場合、本人又は家族の申出により、支部長がこの法人の会長に申請し認められた者

（会員名簿）

第 7 条　前条の会員については、この法人指定の様式に従い会員名簿を支部長が作成する。会員名簿はこの法人への提出や本支部会務を目的とする以外の使用を行わないものとし、コピー・持ち出しや、紛失・破損・改竄・盗用等の防止を図り機密保持に努める。

（代議員候補）

第 8 条　この法人の代議員の支部推薦代議員立候補者を支部役員会において決定する。

（顧問・相談役）

第 9 条　本支部役員として長年にわたり功労のあった会員を、本支部総会の承認を得て顧問又は相談役として嘱託することができる。

（入会）

第 10 条　会員になろうとする者は、この法人が規定する「入会申込書」に入会金及び当該年度の会費を添えて支部長に申込まなければならない。

（退会）

第 11 条　会員及び会員になろうとする者は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2　会員が会費を 1 年以上未納で納入意思がないと支部長が認める時は、当該会員の会員登録を抹消する。

第 4 章　支部役員等

（支部役員）

第 12 条　本支部に次の支部役員を置く。

支部長　1 名
副支部長　若干名
支部事務局長　1 名
支部幹事　若干名
支部会計　1 名

支部監査　　1名

（選任）

第13条　支部役員は、支部長が本支部所属正会員の中から推薦し、本支部総会で承認を得た後、支部長が委嘱する。

（職務）

第14条　支部長は、本支部を代表し会務を統括する。

2　副支部長は、支部長を補佐し本支部の会務を行う。支部長に事故あるときは、その職務を代行する。

3　支部事務局長は、本支部の事務処理を統括する。

4　支部幹事、支部会計は支部長統括の下に本支部の会務を分担する。

5　支部監査は、本支部会計の監査を行い、本支部総会に報告する。

（任期）

第15条　本支部役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時支部総会の終結の時にまでとする。ただし、再任は妨げない。

2　本支部役員に欠員を生じたときは、支部長の委嘱により補うことができる。ただし、その任期は、前任者の残り期間とする。

第5章　支部総会 及び 支部役員会

（支部総会）

第16条　本支部総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2　通常総会は、毎事業年度の終了後3ヵ月以内に支部長が、これを招集する。

3　本支部総会の議長は、支部長がこれにあたる。

4　本支部総会は、本支部正会員をもって構成する。ただし、本支部総会に出席できない会員は書面をもって議長に委任することができる。

5　本支部総会の議決は、出席者の過半数の同意をもって決定する。

6　本支部通常総会は、下記の事項を議題とする。

(1) 支部役員の選任及び解任

(2) 前年度の貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書

(3) 前年度の事業報告、当該年度の事業計画及び予算

(4) 本支部会則の改廃

(5) その他、本支部の運営に関する重要事項

7　本支部総会の議事については議事録を作成し、議長及び総会出席の本支部役員2名が記名押印する。

8　臨時総会は、役員会が必要と認めたとき、支部長がこれを招集する。

（支部役員会）

第17条　本支部役員会は支部長、副支部長、支部事務局長、支部幹事、支部会計をもって構成

する。

2　本支部の会員は、支部長の要請によって本支部役員会に出席し、意見を述べることができる。

3　本支部役員会は、この会則で定めるものの他、次の事項を議決する。

(1) 本支部総会に付議すべき事項

(2) 本支部総会で議決した事項の執行に関する事項

(3) その他、本支部総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(4) 支部長候補者を選任し、この法人の理事会へ推薦

4　本支部役員会は、支部長の招集により定期的に開催する。

5　役員会の議長は、支部長又は支部長が指名した者がこれにあたる。

6　役員会の表決は、出席した役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7　本支部役員会の議事については、議事録を作成する。

（部会等）

第 18 条　役員会に、研修部会、編集部会、広報部会、相談部会等の部会を設けることができる。

第 6 章　会計

（会計年度）

第 19 条　会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

（歳費）

第 20 条　本支部の運営に必要な歳費は、入会金、支部会費、寄付金、助成金、委託費及びその他をもってこれに充てる。

2　本支部の経費に関する経理上の諸事項は、この法人の定款に定められたところに準ずる。

（入会金）

第 21 条　正会員の入会金は、1,000 円とする。ただし、支部長の判断によって入会金の徴収を行わないことができる。

（会費）

第 22 条　会費は、定款、定款細則及び会費規定に基づき、年当り次のとおりとする。

(1) 正会員　3,600 円（内訳 本部会費 1,200 円、支部会費 2,400 円）

(2) 賛助会員

①支部賛助会員　一口以上（一口 5,000 円）

②特別支部賛助会員 特に定めない

(3) 特別会員

①1種特別会員　1,000 円

②2 種特別会員　一口以上（一口 3,000 円）

③3 種特別会員　　1,000 円

2　既納の入会金、年会費及びその拠出金は返還しない。

注・・・・支部の会費については、この法人の会長の承認を得て金額を変更することができる。

（地区割組織の設置）

第 23 条　本支部は事業実施等の充実向上を図るため、次のような区分により組織を設置し、その地区に所属する会員をもって構成する。

(1) 東部地区（岩国市、柳井市、田布施町、平生町、周防大島町、上関町、和木町）

(2) 周南地区（周南市、下松市、光市）

(3) 中央地区（防府市、山口市、宇部市、山陽小野田市、美祢市、萩市、長門市、阿武町）

第7章　事業計画 及び 事業報告

（事業計画及び収支予算）

第 24 条　本支部の事業計画書及び予算書は、本支部役員会の承認を得て、直ちに会長に届出てこの法人の理事会（以下第 25 条において理事会という。）の承認を得なければならない。

支部長は、事業計画及び収支予算を本支部総会に報告しなければならない。

（事業報告及び収支決算）

第 25 条　本支部の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後に支部監査の監査を受けた上で、本支部長の承認を経て会長に届出て、理事会の決議及び総会の承認を得なければならない

2　支部長は、前項の事業報告及び収支決算書を支部総会に提出しなければならない。

第8章　会則の改廃

（会則の改廃）

第 26 条　この会則を改廃する場合は、本支部総会にて出席者の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

第9章　補則

（補則）

第 27 条　本支部は、公益社団法人日本オストミー協会定款及び定款細則の定めによる支部運営を原則とし、本支部会則で不足の事項は必要に応じてその都度支部役員会で協議決定する。

第 10 章　付則

付　則　1.この会則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

2. 平成２年 10 月 28 日　一部改正
3. 平成 16 年４月１日　一部改正
4. 平成 17 年４月１日　一部改正
5. 平成 24 年５月 27 日　全面改正
6. 令和４年５月 29 日　　一部改正

令和4年5月29日

本資料は正本の写しに相違ありません。

公益社団法人 日本オストミー協会 山口県支部

支部長 知利川 政已